

加入期間 10 年未満・60 歳未満の方

申請年月日	令和 年 月 日
加入員番号	
氏 名	Ⓜ
住 所	〒 -
電話番号	

受 給 方 法 選 択 書

私は、当基金から支給される脱退一時金の取扱いについて、以下の受給方法を選択いたします。

➤ 1～2 の該当する番号に○をつけてください。

2 を選択された方は、手続方法の❶から❷の前にある□に✓をしてください。

	受 給 方 法	手 続 方 法
1	脱退一時金として当基金から受け取る。 (加入員期間 1 年以上 10 年未満)	脱退一時金裁定請求書を提出します。 請求先 → 〒102-0081 千代田区四番町 5-3 サインプラザ 1 階 観光産業企業年金基金
2	他の年金制度に移換する。	<input type="checkbox"/> ❶ 再就職先に確定給付企業年金がある場合 → 再就職先の確定給付企業年金を経由して「移換申出書」を提出します。 <input type="checkbox"/> ❷ 再就職先に確定拠出企業年金がある場合 → 再就職先の確定拠出企業年金から入手した「移換申出書」を提出します。 <input type="checkbox"/> ❸ 自営業者の場合、年金制度がない会社等に再就職した場合、再就職しない場合 → 個人型確定拠出年金加入受付金融機関から入手した「移換申出書」を提出します。 <input type="checkbox"/> ❹ 企業年金連合会へ移換する

〔ご注意〕

一時金を原資として年金で受ける場合、その年金の支給は、当基金からでなく「企業年金連合会」からとなります。この年金の請求は、あなたが支給開始年齢になった時に、あなたご自身で直接「企業年金連合会」に行ってください。

〔その他〕

通算企業年金を選択した場合は、その後再び一時金での受給を希望しても年金の裁定と同時、または年金開始後保証期間を経過するまでのいずれかのときに、一時金での受給が可能な場合があります。